瑞穂監第 43 号 令和 4 年 3 月 25 日

瑞 穂 市 長 森 和 之 様

瑞穂市議会議長 廣瀬武雄 様

瑞穂市教育長 加納博明様

瑞穂市監査委員 浅 村 孝 司

瑞穂市監査委員 杉原克巴

行政監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により、行政監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

行政監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査のテーマ 備品管理について

2 監査の目的

物品は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第237条では財産の一つと規定され、地方財政法(昭和23年法律第109号)第8条において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

本市の備品管理については、平成24年2月に備品基準を見直し瑞穂市 備品管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定、同年5月に 備品管理システム(以下「システム」という。)の運用を開始して備品管 理を行っている。

しかしながら、定期監査等では、システムに登録されている備品の現物が見当たらないといった不適切な状況が散見されている。

そこで、備品の管理状況について把握し、適正な管理が行われている かを目的として監査を実施した。

3 監査の対象

全部署が管理している備品を対象とし監査を実施した。

4 監査の実施期間

令和3年12月14日から令和4年2月7日まで

5 監査の方法

「行政監査調査票」(以下「調査票」という。)の提出を求めて全部署に対し検証するとともに、必要と認めた部署については、さらに関係書類等の提出を求め、職員からの説明を聴取して監査を実施した。

6 監査の着眼点

- ・定期的に備品と備品台帳の照合を行っているか
- ・システムへの入力は正確に行われているか
- ・備品の保管状況は適切か
- ・廃棄等の事務手続きは行われているか
- ・備品シールは貼付されているか

第2 監査の結果

1 物品の区分について

物品の分類(備品、消耗品等)は、地方公共団体において適宜分類して さしつかえないとされており(行政通知)瑞穂市会計規則(平成15年規則 第39号。以下「規則」という。)では分類について定めている。

本市では、備品は、規則第77条第1項において、その形状又は性質を変更することなく比較的長期にわたり使用できる物品と規定しており、公営企業会計において、固定資産の範囲としての備品は耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額10万円以上のものに限ると規定している。

また、マニュアルに物品の区分が示されている。

【マニュアル抜粋】

(1) 物品の区分

X	分	備	H	消	耗	ᇤ
予算:	科目	備品購入費		需用費	(消耗	品費)
定	義	その形状又は性質	質を変更すること	左記以外の物品		7品
		なく比較的長期(3年間以上) にわ	左記以	外の	3万円
		たり使用できる物	9 급	未満の	物品	又は破
				損しや	すい物	品、記
				念品、草	设償品	、土産
				品は、	消耗品	1
備品の)表示	備品入力を行い、備品シールを作成		備品シールは不要		
		し、備品シールの貼付				
税込み会	金額	3万円以上の備	3万円未満の備	適」	Eな管	理
		品	H			
			【特定備品】			
			大量で同一使用			
			を特定備品とい			
			う。			
			3年以上で別紙			
			備品一覧表の中			
			で該当備品表示			

2 備品の保有状況について

令和3年3月末時点のシステムのデータにより、使用中の備品について部署別に集計をしたところ、登録件数は、105,607件、取得価格の総額は、48億398万724円である。

各部署における備品の保有状況は、次のとおりである。

(単位:個、%、円)

部署別	件数	構成比	取得価格	構成比
総合政策課	175	0.2	9,252,159	0.2
市民協働安全課	8,108	7.7	491,168,253	10.2
総務課	150	0.1	10,508,146	0.2
財務情報課	1,277	1.2	250,116,586	5.2
税務課	183	0.2	6,720,382	0.1
市民課	255	0.2	25,468,813	0.5
医療保険課	28	0.1	1,512,277	0.1
福祉生活課	653	0.6	13,384,546	0.3
健康推進課	993	0.9	44,000,752	0.9
地域福祉高齢課	741	0.7	22,060,949	0.5
議会事務局	310	0.3	8,270,269	0.2
会計課	77	0.1	966,630	0.1
監査委員事務局	20	0.0	50,500	0.0
市民窓口課	1,538	1.5	82,794,237	1.7
都市開発課	218	0.2	9,870,076	0.2
都市管理課	191	0.2	10,075,890	0.2
穂積駅圏域拠点整備課	5	0.0	342,231	0.0
商工農政観光課	166	0.2	4,229,226	0.1
上水道課	2	0.0	346,146	0.0
下水道課	1,078	1.0	26,410,902	0.5
環境課	341	0.3	59,655,860	1.2
教育総務課	11,234	10.6	304,401,197	6.3
学校教育課	494	0.5	11,670,533	0.2
幼児教育課	653	0.6	16,241,326	0.3
生涯学習課	5,559	5.3	243,320,848	5.1
給食センター	4,897	4.6	64,724,752	1.3
図書館	1,989	1.9	356,202,054	7.4
穂積中学校	3,897	3.7	390,814,253	8.1
穂積北中学校	5,629	5.3	200,507,065	4.2
巣南中学校	4,027	3.8	131,237,767	2.7
穂積小学校	3,750	3.6	151,558,202	3.2
本田小学校	19,364	18.3	338,639,771	7.0
牛牧小学校	3,295	3.1	144,625,805	3.0
生津小学校	3,759	3.6	781,526,642	16.3
中小学校	2,731	2.6	71,500,604	1.5
西小学校	3,275	3.1	108,429,381	2.3
南小学校	5,012	4.7	138,081,349	2.9
別府保育所	1,724	1.6	75,162,852	1.6
本田第1保育所	594	0.6	18,414,622	0.4
本田第2保育所	659	0.6	22,850,803	0.5
牛牧第1保育所	426	0.4	13,390,881	0.3
牛牧第2保育所	1,042	1.0	27,717,475	0.6
中保育・教育センター	688	0.7	13,650,931	0.3
西保育・教育センター	452	0.4	23,759,623	0.5
南保育・教育センター	981	0.9	20,202,812	0.4
ほづみ幼稚園	2,967	2.8	58,144,346	1.2
総計	105,607	100.0	4,803,980,724	100.0

備品の保有件数が最も多い部署は、本田小学校の 19,364 件 (18.3%) となっており、次いで教育総務課の 11,234 件 (10.6%)、市民協働安全 課の 8,108 件 (7.7%) となっている。

本田小学校の保有件数が多くなっているのは、図書・標本類によるものであり、教育総務課はGIGAスクール構想によるタブレット端末を保有していることによるものである。

備品の取得価格が最も大きい部署は、生津小学校の 781,526,642 円 (16.3%)となっており、次いで市民協働安全課の 491,168,253 円(10.2%)となっている。

生津小学校の取得価格が大きくなっているのは、教育用備品類による ものであり、市民協働安全課は消防自動車などの高額な特殊車両を保有 していることによるものである。

3 備品の分類別状況について

備品は、マニュアルの備品分類一覧表により分類別に登録され、大分類として机(台)類、いす類、箱・戸棚類など合計30種類に分類されている。

また、マニュアルにおいて、大量で同一使用する3万円未満でも3年以上形状又は性質を変更なく使用できる備品を「特定備品」として、備品一覧表中で該当備品が表示されている。

分類別件数で最も多いのは、教育用備品類 22,934 件 (21.7%) となっており、次いで図書・標本類 19,873 件 (18.8%)、いす類 15,276 件 (14.5%) となっている。

教育用備品類が多いのは、タブレット端末の保有によるものである。

取得価格で最も大きいのは、図書・標本類 1,102,997,271 円 (23.0%) となっており、次いで教育用備品類 890,680,978 円 (18.5%)、文具・事 務用機器類 875,614,708 円 (18.2%) となっている。

分類別の備品件数は、次のとおりである。

(単位:個、%、円)

010 机(台)類
030 箱・戸棚類
040 文具・事務用機器類
110 室内調度装飾品類 2,052 1.9 131,284,955 2.0 120 電気・通信・照明機器類 1,798 1.7 122,892,201 2.1 130 視覚・音響・音楽用機器類 3,073 2.9 276,024,012 5.1 140 冷暖房用器具類 482 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 17,461,589 0.5 1,02,997,271 23.1 2.2 2.1 2.1 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.2 2.1 2.3 2.3 2.2 2.1 2.3 2.3 2.2 2.1 2.3
120 電気・通信・照明機器類
130 根覚・音響・音楽用機器類 3,073 2.9 276,024,012 5.140 冷暖房用器具類 482 0.5 17,461,589 0.5 1.50 車・船類 648 0.6 139,438,707 2.50
140 冷暖房用器具類
150 車・船類 648 0.6 139,438,707 2.2 2.1 2.1 2.3 2.2 2.1 2.1 2.3 2.2 2.1 2.1 2.3 2.3 2.2 2.1 2.1 2.3 3.3
210 図書・標本類 19,873 18.8 1,102,997,271 23.0 290 雑器具類 2,221 2.1 95,935,822 2.0 2.0 数図測量用機器類 57 0.1 1,658,202 0.0 1量・計測器類 386 0.4 18,877,451 0.5 530 木工・金工機器類 571 0.5 10,669,275 0.5 540 農土工用器具類 4,663 4.4 62,045,623 1.5 550 5ゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.5 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0.5 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.5 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.5 590 理美容器具類 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0
290 雑器具類 2,221 2.1 95,935,822 2.9 510 製図測量用機器類 57 0.1 1,658,202 0.5 520 計量・計測器類 386 0.4 18,877,451 0.6 530 木工・金工機器類 571 0.5 10,669,275 0.6 540 農土工用器具類 407 0.4 17,675,213 0.6 550 ちゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.3 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0.0 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.0 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.0 590 理美容器具類 0 0.0 0 0 710 印章類 168 0.2 637,214 0.0 720 儀式用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.1 740 教育用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.1 740 教育用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0. 760 葬儀用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0. 780 動物類 0 0 0 0 <t< th=""></t<>
510 製図測量用機器類 57 0.1 1,658,202 0. 520 計量・計測器類 386 0.4 18,877,451 0. 530 木工・金工機器類 571 0.5 10,669,275 0. 540 農土工用器具類 407 0.4 17,675,213 0. 550 ちゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1. 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0. 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0. 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0. 590 理美容器具類 0 0.0 0 0 710 印章類 168 0.2 637,214 0. 720 儀式用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5. 740 教育用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5. 740 教育用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0. 750 廃療用備品類 15 0.1 11,759,495 0. 770 選挙用備品類
520 計量・計測器類 386 0.4 18,877,451 0.5 530 木工・金工機器類 571 0.5 10,669,275 0.5 540 農土工用器具類 407 0.4 17,675,213 0.5 550 5ゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.5 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0.5 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.5 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.5 590 理美容器具類 0 0.0 0 0 0 0 0 0
530 木工・金工機器類 571 0.5 10,669,275 0.5 540 農土工用器具類 407 0.4 17,675,213 0.4 550 ちゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.5 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0.5 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.5 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.5 590 理美容器具類 0 0.0 0 0.0 710 印章類 168 0.2 637,214 0.5 720 儀式用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.5 740 教育用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.5 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.5 750 葬儀用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.5 760 葬儀用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.5 760 葬儀用備品類 223 0.2 41,930,102 0.5 780 動物類 0 0.0 0 0.5 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.5 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.5
540 農土工用器具類 407 0.4 17,675,213 0.4 550 ちゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.3 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0. 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0. 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0. 590 理美容器具類 0 0.0 0 0 710 印章類 168 0.2 637,214 0. 720 儀式用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5. 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18. 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0. 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0. 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0. 780 動物類 0 0 0 0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0. 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.
550 ちゅう房用具類 4,663 4.4 62,045,623 1.5 560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0.5 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.5 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.5 590 理美容器具類 0 0.0 0 0.0 0 0.0
560 寝具・被服類 107 0.1 5,115,402 0. 570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0. 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0. 590 理美容器具類 0 0.0 0 0. 710 印章類 168 0.2 637,214 0. 720 儀式用備品類 148 0.1 4,915,130 0. 730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5. 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18. 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0. 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0. 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0. 780 動物類 0 0.0 0 0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0. 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.
570 娯楽遊具類 257 0.2 14,189,687 0.5 580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.0 590 理美容器具類 0 0.0 0 0.0 710 印章類 168 0.2 637,214 0.0 720 儀式用備品類 148 0.1 4,915,130 0.0 730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.0 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.0 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.0 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.0 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.0 780 動物類 0 0.0 0 0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.0 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
580 運動用器具類 1,270 1.2 43,378,440 0.1 590 理美容器具類 0 0.0 0 0.0 710 印章類 168 0.2 637,214 0.0 720 儀式用備品類 148 0.1 4,915,130 0.0 730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.0 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.5 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.0 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.3 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.0 780 動物類 0 0.0 0 0.0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.0 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
590 理美容器具類 0 0.0 0 <t< th=""></t<>
710 印章類 168 0.2 637,214 0.4 720 儀式用備品類 148 0.1 4,915,130 0.5 730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.6 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.6 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.6 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.6 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.6 780 動物類 0 0.0 0 0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.6 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.6
720 儀式用備品類 148 0.1 4,915,130 0.1 730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.6 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.6 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.6 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.6 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.6 780 動物類 0 0.0 0 0.6 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.6 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.6
730 消防用備品類 1,738 1.6 268,151,247 5.6 740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.8 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.4 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.5 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.5 780 動物類 0 0.0 0 0.0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.5 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.6
740 教育用備品類 22,934 21.7 890,680,978 18.8 750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.2 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.3 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.3 780 動物類 0 0.0 0 0.0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.4
750 医療用備品類 1,206 1.1 20,857,163 0.4 760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.3 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.3 780 動物類 0 0.0 0 0.3 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.3
760 葬儀用備品類 15 0.1 11,759,495 0.2 770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.9 780 動物類 0 0.0 0 0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
770 選挙用備品類 223 0.2 41,930,102 0.9 780 動物類 0 0.0 0.0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
780 動物類 0 0.0 0.0 790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
790 保育遊具類 204 0.2 15,104,281 0.3 800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.4
800 介護用備品類 32 0.1 1,645,600 0.0
総計 105,607 100.0 4,803,980,724 100.0

4 備品の照合、管理状況について

各部署における、備品の照合、管理状況について質問形式で調査を行った結果、48 部署から回答を得た。

① 定期的な照合について

規則第88条において、毎年度1回以上その管理する物品(消耗品を除く。) を、財務会計システムにより記録管理するために作成された一覧表と照合しなければならないと規定されている。

定期的な備品と備品台帳の照合	回答数	構成比%
している	23	47. 9
していない	25	52. 1

平成27年度より毎年夏に実施しているとの部署があった。

② 直近での備品照合時期について

直近での備品照合の時期	回答数	構成比%
平成 31 年度	1	2. 1
令和2年度	2	4. 2
令和3年度	45	93. 7

③ 備品の照合方法について

備品の照合方法	回答数	構成比%
全件照合	20	41. 7
抽出照合	28	58. 3

④ 備品台帳に登録されている備品で、現物が確認できない備品について

現物が不明な備品	回答数	構成比%
ない	10	20.8
10 件未満	5	10. 4
10 件以上	19	39. 6
不明	14	29. 2

備品台帳に登録があるものの、現物が確認できない不明備品について照会したところ、24 部署において不明備品があるとの回答を得た。

不明備品について、不明備品一覧表で提出のあった 21 部署を合計したところ、 不明備品件数は 1,045 件、取得価格の総額は 23,767,363 円であった。

⑤ 現物が確認できない理由について(複数回答)

現物が確認できない理由	回答数	構成比%
廃棄手続き忘れ	23	39. 0
所管替手続き忘れ	13	22. 0
紛失	2	3. 4
盗難	0	0.0
その他	21	35. 6

その他の理由:メーカー名等のみで確認が難しい

型番記載で備品が特定できない

備品名不明のため

台帳や物品にメーカー、品番、品名等の記載表示がなくシールが不明瞭

で現物を特定できない

調査中、確認中

⑥ 登録備品のうち、故障等で使用できない備品について

故障等で使用できない備品	回答数	構成比%
ない	16	33. 3
10 件未満	11	22. 9
10 件以上	6	12. 5
不明	15	31. 3

⑦ 登録備品のうち、不用な備品について

不用な備品	回答数	構成比%
ない	12	25. 0
10 件未満	8	16. 7
10 件以上	15	31. 2
不明	13	27. 1

⑧ 不用な備品のうち、廃棄処理をしていない理由について(複数回答)

廃棄処理をしていない理由	回答数	構成比%
廃棄手続き忘れ	23	43. 4
補助金の関係上	0	0.0
費用発生	4	7. 5
使用の可能性	9	17. 0
不明	17	32. 1

⑨ 備品シールがはがれている備品について

備品シールがはがれている備品	回答数	構成比%
ない	6	12. 5
10 件未満	6	12. 5
10 件以上	20	41. 7
不明	16	33. 3

第3 監査の意見

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		今年度、複数の保育所に	マニュアルにおいて、備品の判断基準は、
		おいて「サーキュレーター	取得予定価格3万円以上、期間は3年以上
		(充電式ファン 45) 1 台	と定められている。例外とされる事項につ
		¥36,300」が需用費消耗品	いてはマニュアルに具体的な記載がなく、
		費等で支払われていた。担	各課の判断で備品か消耗品になっており、
		当課によると「充電式であ	備品と消耗品の区別が曖昧な状況になって
		り、比較的短期間で使用期	いる。
		間を終える物品のため、消	また、平成 23 年定期監査結果報告書にお
		耗品と判断した」とのこと	いて「(略) 同じ物品を金額により消耗品と
		であった。	備品に区別することは適切ではない。全庁
	備品の判	会計課に確認したとこ	的に見直し統一基準に基づき管理していた
1	断基準に	ろ「サーキュレーターの充	だきたい。」との意見がなされたが、その後
	ついて	電パックの耐用年数が 3	においても3万円未満の判断が優先してお
		年未満であるため『比較的	り、例えば低価格の冷蔵庫と文具等が同じ
		長期にわたり使用できる』	消耗品扱いになっているが、社会通念上短
		を満たさないと考え、消耗	期間で費消されない物品については、限定
		品と判断したのは妥当と	列挙をするなどして備品に準じた管理を行
		考えられる」とのことであ	うなどの対応が必要である。
		った。	備品管理事務が煩雑にならないために
			も、税法上の耐用年数等を判断材料にする
			などして取得価格の見直し、具体的な判断
			基準、備品の範囲を示すなど運用ルールの
			見直しをすべきである。
		備品の現物確認ができ	規則第91条において、保管中の備品への
	システム	ない理由に、システムへの	備品シール貼付の義務付け、その他適宜の
2	の入力に	入力が不適切で備品を特	方法により品目、番号及び市名を表示しな
	ついて	定できないとのことであ	ければならないと規定している。各部署か
		った。	ら回答のあった不明備品一覧表を確認する

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
			と備品名が型番のみ、サイズのみ、メーカ
			一名のみの記載となっており、照合確認は
			困難であると思われる。
			また、備品台帳を確認する限りにおいて
			取得価格 0 円となっているものが多数あ
			り、多くはシステム導入以前のものである
			が不明瞭である。
			今後においては、システム入力について
			備品照合時の効率性を鑑み、適切な入力内
			容となるよう指導の徹底を図っていただき
			たい。
		調査結果によると、定期	規則第88条において、毎年度1回以上照
		的に備品照合確認を行っ	合しなければならないと規定されている。
		ている部署は、23部署	決算時においては、会計管理者が市長に提
		(47.9%) であった。	出する決算附属書類に「財産に関する調書」
			があり、取得価格が50万円以上の物品につ
	備品照合		いて公表しており、定期的な備品確認は必
3	確認につ		須である。
	いて		職員の通常事務に加えての確認作業は、
			事務負担も増すことから効率的に行うこと
			が必要となるため、例えば、配置場所の確
			認、所有数の確認など事務負担の少ない効
			率的な照合方法とするべく実施手順、取組
			方法を示していただきたい。
		調査結果によると、不用	備品照合の結果、所在不明の備品は、調
4		な物品が備品登録された	査結果を集計した限りにおいて1,045件で
		ままになっているもの、廃	あった。調査中、確認中の部署を含めると
		棄手続きを失念していた	おびただしい件数になると予測される。
	備品の管	もの、備品シールの貼付が	備品を購入して完結ではなく、市の財産
	理につい	無いものなど、管理が不適	として適切に備品管理を遂行していかなけ
	て	正である備品があった。	ればならないがその認識に欠けているよう
			に思われる。
			今後においては、備品の利活用・廃棄処
			分方法など、適正な備品管理事務に向け、
			職員への周知に努めていただきたい。

以上